

第3回協議会事前意見照会で挙げた意見

| No. | ページ数 | 該当項目 | 委員意見 | 修正の有無・修正内容 |
|-----|------------------|--|--|--|
| 1 | 13 | Ⅲ4(1) ■施策の方向性■ 1 | 1行目に「夫や恋人などのパートナーからの暴力の被害者への相談」とあるが、「夫や恋人などのパートナーからの暴力の被害者による相談」とするか、または「夫や恋人などのパートナーからの暴力の被害者」を「夫や恋人などのパートナーからの暴力を受けた被害者」に修正することを検討してはどうか。 | 該当部分を修正した。 「夫や恋人などのパートナーからの暴力の被害者による相談」と修正することについては、「被害者」という文言に対し、「相談や一時保護、自立支援などの対策」がかかっていることから、「被害者への相談」という記載については現状のままとし、「暴力の被害者」を「暴力を受けた被害者」に記載変更した。 |
| 2 | 26 | Ⅲ4(6) ■これまでの施策■ | 文末に「取り組んでいるものです。」とあるが、P24(同和問題)やP28(疾病等)の■これまでの施策■の文末に記載をあわせて、「取り組んでいるところです。」としてはどうか。 | 該当部分は前文の「テレビ通訳システムの追加導入」に関する説明文であるため、そのままの記載とした。 |
| 3 | 40、 74～ 75 | Ⅲ4(13)セクシュアルマイノリティの人権 10 人権に関する用語説明 「性同一性障がい」「トランスジェンダー」 | 本文中の下から4行目に「トランスジェンダー、性同一性障がい者は、共に少数派であるがために、社会生活に支障」とある。 用語説明の「性同一性障がい」「トランスジェンダー」の説明では違いがよく分からない。 ※本文中でトランスジェンダーと性同一性障がい者を分けて記載するなら、用語説明のP74とP75に違いが分かる説明が必要だと思う。短い文で違いを説明するのが難しいのであれば、二つの言葉に分けずセクシュアルマイノリティにしてはどうか。 | 用語説明の「性同一性障がい」「トランスジェンダー」の違いが分かりにくいというご指摘を受け、セクシュアルマイノリティに関する用語の定義が今後も移り変わる場合があることを踏まえ、次のとおり該当部分を修正した。 「同性愛等の性的指向を持つ人、トランスジェンダー、性同一性障がい者は、共に少数派であるがために、社会生活に支障」を「セクシュアルマイノリティは、少数派であるがために、社会生活に支障」に記載変更し、「同性愛等の性的指向を持つ人」「性同一性障がい者」「トランスジェンダー」が「セクシュアルマイノリティ」に含まれる記載に修正した。また、本文中から「トランスジェンダー」の記載が無くなったことを踏まえ、用語説明の「トランスジェンダー」の記載を削除した。 |
| 4 | 54 | 6 世界人権宣言(仮訳文) | 前文の6～7行目に「の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、」とあるが、同じ言葉が重複している。読んだ時の響きが気になる。 | 該当部分は世界人権宣言(仮訳文)を原文表記のまま引用したものであるため、そのままの記載とした。 |